

蒲郡市総代区燃やすごみ・資源物集積場の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において総代及び常会長（以下「総代等」という。）が設置する燃やすごみ集積場又は資源物集積場（以下「ごみ集積場」という。）を設置し、及び管理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 総代等は、ごみ集積場を設置し、移動し、又は廃止しようとするときは、蒲郡市総代区ごみ集積場設置等協議書（別記様式）に設置場所付近見取図を添付して市長へ提出し、ごみ集積場の位置、規模、構造等について協議するものとする。

2 市長は、総代等から前項の協議書の提出があったときは、現地調査を行い、次条に定める設置基準によりその適否を判断し、ごみ集積場の場所を指定するものとする。

3 市長は、地域の状況の変化による交通量の増加等収集作業に危険を生ずるおそれのある場合、戸数が増減した場合、ごみ集積場への排出マナーの悪化が認められる場合その他必要と認める場合に、総代等とごみ集積場の移動又は廃止について協議した上で、ごみ集積場の場所の指定を変更し、又は指定を取り消すことができるものとする。

(設置基準)

第3条 総代等は、原則として次に掲げる基準に留意してごみ集積場を設置しなければならない。

(1) 収集車の横付け及び通り抜けが可能な道路に面し、作業に支障がない位置とすること。

(2) 道路上において、収集車が後退運転を必要としない位置とすること。

(3) 歩行者及び他の車両への交通障害とならない等、周辺住民に配慮した位置とすること。

(4) 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をごみ集積場としないこと。

(5) ごみ集積場敷地内へ進入し収集作業を行う場合には、進入路が収集車に対応できること。

2 総代等は、前項各号に掲げる基準を満たさない場合において、ごみ集積場の設

置ができないことにより、ごみ集積場を利用する居住者のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺にある他のごみ集積場の利用に支障が生じるおそれがあり、かつ、市長がやむを得ないと判断するときは、同項の規定にかかわらず、ごみ集積場を設置することができるものとする。

(ごみ集積場の管理)

第4条 ごみ集積場を設置した総代等は、衛生の保持、散乱の防止に努めるものとする。

2 市長は、分別の不良、ごみの散乱、排出マナーの低下が認められる場合は、総代等に改善を求め、又は協力して問題の解決を図るものとする。

(表示看板の設置)

第5条 市長は、ごみ集積場を設置している総代等から申し出があったときは、その種類に応じて収集日等の表示看板を配布するものとし、その設置については総代等が行うものとする。

(共同住宅等居住者の総代等管理ごみ集積場の利用)

第6条 アパート、マンション、集合住宅及び宅地分譲地（以下「共同住宅等」という。）において、蒲郡市共同住宅等燃やすごみ・資源物集積場の設置及び管理要綱（平成30年4月1日施行）に定める設置要件等に該当しないため、専用のごみ集積場を設けることができず、当該共同住宅等の居住者が付近の総代等が設置するごみ集積場を利用しようとする場合の利用ルールは、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅等の管理者は、居住者の利用について事前に総代等の了解を得ること。
- (2) ごみ集積場への排出ルールを遵守（収集日、排出時間、分別等）すること。
- (3) ごみ集積場の清潔の維持のため総代等への協力を行うこと。
- (4) 共同住宅等の管理者は、居住者のごみ集積場への排出マナーの向上についての責任を持ち、総代等や市長の指導に対する協力を行うこと。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に市内に設置されているごみ集積場については、この要綱の施行の日に、第2条第2項の規定による指定を受けて設置されたものとみなす。

す。

別記様式（第2条関係）

蒲郡市総代区ごみ集積場設置等協議書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

届出者

住 所

役職名

氏 名

電 話

種 別	設置 ・ 移動 ・ 廃止
	燃やすごみ ・ 資源物
理 由	
設置場所	町 番地付近 別添見取図のとおり
備考 1 届出者が総代でない場合は、必ず総代に協議書を提出することを伝えてください。 2 設置、移動又は廃止にあつては、地権者や近隣住民の了解を得てください。 3 ごみ集積場の管理は、総代等が責任をもって行ってください。	

蒲郡市記入欄

収 集	可能・不可能（理由 ）
管 理 番 号	燃やすごみ（ ）・資源物（ ）
収 集 開 始 日	年 月 日
廃 止 日	年 月 日